

記事執筆業務委託契約書

委託者〇〇(以下「甲」という。)及び受託者〇〇(以下「乙」という。)は、記事執筆業務の委託に関して、次のとおり、業務委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

<契約要綱>

| 本委託業務の表示 | 記事執筆業務(第2条に定める) |

| 納入物 | 記事データ(Word・テキストファイル等) |

| 納期・検査完了期日 | 納期:別途甲乙協議の上決定 |

| 検査完了期日:納入後7日以内 |

| 納入場所 | 甲指定のメールアドレスまたはオンラインストレージ |

| 業務委託料 | 金15,000円(消費税抜金額13,636円 消費税額1,364円 ※記事1本あたりの単価 |

| 業務委託料の支払時期 | 第9条に定める検査が完了した日から30日以内 |

| 支払方法 | 全額現金払(乙の指定する銀行口座への口座振込による。なお、支払期日が金融機関の休業日に当たる場合、翌営業日に支払う。また、振込手数料は甲の負担とする。)|

| 特約事項 |

・記事の修正は2回まで無償とする

・甲によるSEO指示がある場合は従うこと

・本契約は単発の記事執筆業務委託契約とする

第1条(業務の委託)

1. 甲は、契約要綱記載の業務(以下「本委託業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 乙は、本委託業務を、善良なる管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行う。
3. 乙は、本委託業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させなければならない。

第7条(資料等の提供)

1. 甲は乙に対し、本委託業務遂行に必要な資料等を提供する。乙は甲から提供された本委託業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管するものとし、本委託業務以外の用途に使用してはならない。

2. 本委託業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所(当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。)を、甲乙協議の上、乙に提供するものとする。
3. 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関し、内容等の誤り又は甲の提供遅延があった場合、これにより生じた乙の本委託業務の履行遅滞、納入物の契約不適合等の結果については、乙はその責を免れる。
4. 甲から提供を受けた資料等が本委託業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なく資料等につき甲の指示に従い返還等の処置を行うものとする。

第8条(再委託)

1. 乙は、本委託業務を第三者に再委託してはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾を得た場合に限り、本委託業務の一部を第三者に再委託することができる。
2. 前項ただし書により再委託を行う場合、乙は、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を再委託先に負わせなければならない。
3. 乙は、再委託先の選任及び監督について善良なる管理者の注意をもって行うものとし、再委託先の行為について、自らの行為と同様の責任を負うものとする。
4. 再委託先の行為によって甲に損害が生じた場合、乙は当該損害を賠償する責任を負うものとし、再委託先の資力の有無にかかわらず、乙が直接甲に対して賠償するものとする。

第9条(納入及び検収)

1. 乙は、甲に対し、契約要綱記載の納期までに、契約要綱記載の納入物を納入する。乙が納入に際し、甲に対して必要な協力を要請した場合、甲は、すみやかにこれに応じなければならない。
2. 甲は、契約要綱記載の検査完了期日までに、甲乙が合意した内容の検査を行い、納入物が当該検査に合格した場合、乙に対し検査合格証を交付する。
3. 甲は、納入物が前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を交付して修正又は追完を求めることができ、乙は、協議の上定めた期限内に納入物を無償で修正又は追完したうえで甲に再度納入し、検査を受けなければならない。
4. 検査完了期日までに前2項に定める検査合格証又は不合格の理由を明示した書面が乙に対し交付されない場合、甲が検査遅延の理由について書面で合理的な理由を明示したときを除き、納入物は、本条所定の検査に合格したものとみなす。
5. 本条所定の検査に合格したことをもって、納入物の検収完了とし、納入物の引渡しが完了したものとみなす。

第10条(契約不適合責任)

1. 納入物に本契約の内容との不適合があった場合、甲は、乙に対し、当該納入物の無償での修補、代替品の納入又は不足分の納入等の方法による履行の追完を請求すること

ができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2. 甲が、前項により相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。
3. 乙が本契約の内容との不適合のある納入物を甲に引き渡した場合において、甲が引渡した時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、業務委託料の減額の請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。
4. 甲の責めに帰すべき事由により契約不適合が生じたときは、甲は、履行の追完、業務委託料の減額又は返還、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

第11条(納入物の所有権)

1. 納入物の所有権は、第9条に定める検収が完了したときに、乙から甲へ移転する。
2. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲がそれぞれ負担する。

第12条(納入物の知的財産権等)

1. 納入物に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、検収完了時点で、甲に帰属する。ただし、乙又は第三者が従前から保有していた著作権(以下「既存著作権」という。)は、乙又は当該第三者に留保されるものとする。
2. 乙は、納入物について著作者人格権を行使しないものとする。
3. 前項第1項ただし書に関わらず、乙は甲に対し、既存著作権について、納入物を使用するために必要な範囲において、非独占的かつ無償の利用権を許諾する。当該利用権には、納入物を複製、改変、翻案、編集する権利並びに国内外においてあらゆるメディア、印刷物、ウェブサイト等での公開、使用を行う権利を含むものとする。
4. 前項に基づく利用権の許諾の対価は、本業務委託料に含まれるものとし、乙は、将来にわたって、甲に対して、当該利用権の対価の支払いを請求しないものとする。
5. 本委託業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等(以下、併せて「発明等」という。)に係る特許権その他の知的財産権(特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。)、ノウハウ等に関する権利(以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。)は、第1項に基づき甲に帰属する著作権を除き、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属する。
6. 乙は、前項に基づき特許権等を保有する場合、甲に対し、甲が納入物を使用するのに必要な範囲において、当該特許権等の通常実施権を許諾する。なお、当該許諾の対価は、本業務委託料に含まれるものとし、乙は、将来にわたって、甲に対して、当該許諾の対価の支払いを請求しないものとする。
7. 甲は、納入物を自由に複製、改変、翻案、編集できるものとし、国内外においてあらゆるメディア、印刷物、ウェブサイト等での公開、使用ができるものとする。ただし、乙の名誉または声望を害する方法での使用は禁止する。

第13条(知的財産権の侵害)

1. 甲は、乙による本委託業務の履行に起因して第三者から知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、速やかに乙に対して申立ての事実及び内容を通知する。
2. 前項の場合において、乙は、甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に実質的な参加の機会及び決定の権限を与え、必要な援助を行ったときは、甲が支払うべきとされた損害賠償額を負担する。ただし、当該知的財産権の侵害が専ら甲の責に帰すべき事由により生じた場合には、乙は賠償する義務を負わない。
3. 乙は、本委託業務の履行に起因する第三者の知的財産権の侵害に関し、本条の定めに従った責任のみを負い、それ以外に一切責任を負わない。

第14条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本契約の存在及び内容並びに本契約に関連して知った相手方に関する情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に対して開示、提供又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、秘密情報から除くものとする。
 - (1) 提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 提供又は開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
 - (5) 秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報
 - (6) 法令の規定又は権限ある官公庁からの開示の要求に基づき開示しなければならない情報
2. 甲及び乙は、秘密情報を本契約の目的以外に使用してはならない。
3. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約の遂行のために知る必要のある自己の役員及び従業員(以下「役員等」という。)並びに弁護士等の法令上守秘義務を負う専門家に限り開示等することができる。この場合、本条に基づき秘密情報の受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課さなければならない。
4. 本契約が終了した場合、甲及び乙は、相手方の指示に従って、秘密情報を返還し、又は、破棄するものとする。なお、相手方は受領者に対し、秘密情報等の返還又は破棄を証明する文書の提出を求めることができる。

第15条(個人情報)

1. 乙は、本委託業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人情報(個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいう。以下同じ。)を適切に管理し、他に開示、漏洩、又は公開してはならない。
2. 乙は、個人情報を、本契約の目的の範囲内でのみ使用しなければならない。

3. 個人情報が本委託業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なく甲の指示に従い返還等の処置を行うものとする。

第16条(報告等)

1. 甲が、本委託業務の遂行状況又は秘密情報若しくは個人情報の管理状況について乙に報告を求めたときは、乙は、これを速やかに甲に報告しなければならない。
2. 本委託業務に関する問題が発生し、若しくはそのおそれがある場合又は乙に本契約違反があると合理的理由により認められる場合には、甲は、乙に検査日の7日前までに書面で通知することにより、乙の営業時間中、乙の事業所に立ち入り、本契約の履行状況を検査することができる。

第17条(損害賠償)

1. 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき事由により本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する義務を負う。ただし、当該損害が直接かつ通常の損害に限り、特別損害、間接損害、逸失利益及び結果的損害については、賠償責任を負わないものとする。
2. 前項の損害賠償額は、本業務委託料を上限とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。(1) 故意または重過失がある場合 (2) 第14条(秘密保持)または第15条(個人情報)に違反した場合 (3) 第21条(反社会的勢力の排除)に違反した場合
3. 甲及び乙は、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本契約に基づく損害賠償請求は本条に定める範囲に限られるものとする。

第18条(遅延損害金)

甲及び乙は、本契約に基づく債務の支払を遅滞したときは、相手方に対し、当該債務の支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

第19条(解除等)

1. 甲又は乙が本契約のいずれかの条項に違反し、相手方からその是正を要求する通知を受領した後14日以内にその違反を是正しない場合は、相手方は、違反者にその旨を通知することにより、本契約を直ちに解除することができる。
2. 甲は、乙が以下の各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、何らの催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

(1) 重大な過失又は背信行為があった場合

(2) 手形若しくは小切手の不渡りが生じたとき、電子交換所の取引停止処分を受けたとき、又は支払停止の状態に陥ったとき。

(3) 第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行などを受けたとき、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(4) 破産手続、特別清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てがあったとき。

(5) 債務整理の通知がなされたとき

(6) その他財務状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあるとき。

(7) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

第20条(契約終了時の措置)

本契約が事由の如何を問わず本委託業務の履行完了前に終了した場合、甲は、乙に対し、既に履行された本委託業務の内容に応じた本業務委託料を支払わなければならない。なお、本条の規定は、第19条並びに民法641条及び642条の規定を排除するものではない。

第21条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は、自社、自社の株主・役員その他自社を実質的に所有し、若しくは支配するものが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 甲及び乙は、暴力団員等と取引関係を有してはならず、事後的に、暴力団員等との取引関係が判明した場合には、これを相当期間内に解消できるよう必要な措置を講じる。
3. 甲及び乙は、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、何らの通知又は催告をすることなく直ちに本契約の全部又は一部について、履行を停止し、又は解除することがで

きる。この場合において、表明又は確約に違反した当事者は、相手方の履行停止又は解除によって被った損害の賠償を請求することはできない。

4. 甲及び乙は、相手方が本条の表明又は確約に違反した場合、これによって被った一切の損害の賠償を請求することができる。

第22条（本契約上の地位譲渡等の禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾がない限り、本契約上の権利及び義務並びに本契約上の地位を第三者へ譲渡し、又は担保に供してはならない。

第23条（存続条項）

本契約が終了した場合でも、第10条（契約不適合責任）、第11条（納入物の所有権）、第12条（納入物の知的財産権等）、第13条（知的財産権の侵害）、第14条（秘密保持）、第15条（個人情報）、第17条（損害賠償）、第18条（遅延損害金）、第21条（反社会的勢力の排除）、第21条3項から4項、及び、本条から第26条は有効に存続する。ただし、第14条については、本契約の終了後2年間に限り、その効力を有する。

第24条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とする。

第25条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、法令に専属管轄の定めがある場合を除き、被告の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第26条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めがない場合及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

〇年〇月〇日

委託者（甲）

受託者（乙）